

米子市

介護予防・日常生活支援総合事業  
(総合事業)

～(3)通所介護サービスについて～

～(4)通所型サービス C について～

平成28年2月

長寿社会課

## 通所介護(現行の介護予防通所介護相当)サービスについて①

### 単価は、月額包括報酬から、1回あたりの単価設定に変更

○介護予防通所介護では、月額包括報酬（定額制）とされている。

○一方、本市の総合事業として現行の介護予防通所介護相当サービスを実施するに当たっては、1回あたりの単価設定による報酬を用いる。

サービス	(現行) 介護予防通所介護	(移行後) 総合事業による通所介護
単価	<p>○月額包括報酬</p> <p>要支援1     1, 647 単位/月</p> <p>要支援2     3, 377 単位/月</p>	<p><u>○1回あたりの報酬単位を設定</u></p> <p><u>要支援1・事業対象者（週1回程度）</u> 月4回まで     378 単位/回</p> <p><u>要支援2（週2回程度）</u> 月8回まで     389 単位/回</p>

## 通所介護(現行の介護予防通所介護相当)サービスについて②

### 報酬算定の例

(例1) 要支援1で週1回程度の利用に対し、1か月に4回サービスを提供した。

→378単位×4回

(例2) 要支援1で週1回程度の利用に対し、1か月に5回サービスを提供した。

→378単位×4回。5回目は自費となる。

(例3) 要支援2で週2回程度の利用に対し、1か月に8回サービスを提供した。

→389単位×8回

(例4) 要支援2で週2回程度の利用に対し、1か月に9回サービスを提供した。

→389単位×8回。9回目は自費となる。

(例5) 要支援2で週2回程度の利用に対し、1か月に8回サービスを提供予定であったが、体調不良により3回の提供となった。

→389単位×3回

### 突発的な入院や家族の体調不良等の理由で予定より多く利用する場合について

正当な理由があればプラン変更可能。

ただし、正当な理由がない場合の月5回の時の5回目は自費となる。

※自費のサービスを利用する場合は、プランには記載する。

## 通所型サービス C(現行の二次予防事業の通所型介護予防)の基準について①

サービス内容	現行の二次予防事業の通所型介護予防と同様のサービス
対象者	要支援認定者及び事業対象者
対象者とサービス提供の考え方	<p>○ADL や IADL の改善、または体力の向上に向けた支援が必要なケースなど</p> <p><u>※利用期間中に目標達成できる見込みがあること</u></p> <p><u>※6ヶ月間継続して利用すること。次回利用する場合は、6ヶ月以上の間隔を置く。</u></p>
実施方法	事業者指定
実施期間	すべてのプログラムにつき6ヶ月間（週1回）
プログラム及び人員基準	<p>プログラムを実施する際は、下記のいずれかのスタッフを配置すること。</p> <p>&lt;メニュー&gt;</p> <p>○運動機能・口腔機能向上プログラム</p> <p>①理学療法士、作業療法士、健康運動指導士、言語聴覚士、歯科衛生士、経験のある介護福祉士・・・(①の職種のいずれかは必須とする)</p> <p>②介助員（利用人数に応じて安全に実施できるスタッフ数とする）</p> <p>○認知症予防プログラム</p> <p>①理学療法士、作業療法士、健康運動指導士、経験のある介護福祉士・・・(①の職種のいずれかは必須とする)</p> <p>②介助員（利用人数に応じて安全に実施できるスタッフ数とする）</p> <p>&lt;加算メニュー&gt;</p> <p>○栄養改善プログラム 管理栄養士</p>

## 通所型サービス C(現行の二次予防事業の通所型介護予防)の基準について②

サービス	(現 行) 二次予防事業の通所型介護予防	(移行後) 総合事業による通所型サービス C
単価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運動機能・口腔機能向上プログラム 3,200 円、利用料 300 円</li> <li>○認知症予防プログラム 3,500 円、利用料 330 円</li> <li>○栄養改善加算 1,500 円、利用料 150 円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運動機能・口腔機能向上プログラム 350 単位、利用料 350 円</li> <li>○認知症予防プログラム 400 単位、利用料 400 円</li> <li>○栄養改善加算 100 単位 利用料 100 円</li> </ul>
利用者負担	定額負担	1 割負担 ※一定以上所得者は、2 割負担
サービス担当者 会議	実施しなくてよい	実施する ※月 1 回のモニタリングも実施
実施方法及び 事業者への支払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委託</li> <li>○市からの支払い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者指定 <u>市へ通所型サービス C の指定申請書等の提出</u></li> <li>○国保連経由での審査・支払</li> </ul>
利用人数	(現在の実施要綱より) 施設ごとの 1 日当たりの最大利用人数から当日の介護予防通所介護又は介護予防通所リハビリの利用者を減じた人数を越えないものとする。	(介護保険最新情報 Vol. 494 11 ページより) 通所介護の運営基準を遵守した上で、提供時間帯に同一の場所を使用して、通所型サービス C の提供を行うことは可能だが、プログラムとサービス提供を行う人員を明確に区分して行うことを想定している。

